

2025年2月25日

内閣総理大臣  
石破 茂様

## 高額療養費制度の「見直し」の撤回を

長崎県保険医協会  
会長 本田孝也

(会員：県内医師・歯科医師1,853人)



政府は、高額療養費制度を見直し、今年8月から全ての所得区分において月額負担上限額を段階的に引き上げることを2025年度政府予算案に盛り込み、現在国会で審議が行われています。

一方、国会での論争やマスコミ報道も相俟って、「治療が続けられない」「命綱を断ち切るものだ」という、がんや難病患者らの怒りの声及び患者負担増に反対する世論が高まっています。そのような中、政府は一部見直しを明言しました。

その内容は、高額療養費の4回目以降は限度額を下げる「多数回該当」の部分です。最大約33,000円を引き上げるとした当初案を「凍結」し、据え置くものですが、高額療養費制度利用者のうち多数回該当者は約2割ですので、それ以外の利用者の負担を引き上げることに変わりなく、まやかしの見直し案と言わざるを得ません。改悪全体の中止を求める切実な願いや国民の不安に応えるものではありません。さらに、3回目まではかかった医療費のおよそ1%分も上乘せされる仕組みで、治療費が高額になるほど自己負担が増えます。患者の多くは治療のため収入が減り、入院に伴うさまざまな費用もかかり、現状でも重い負担に苦しんでいます。今回の改悪は、その苦しみに、さらなる経済負担を押しつけるものです。

政府は、今回の見直し案の理由に「被保険者の保険料軽減」を挙げています。しかし、厚生労働省試算では、被保険者1人あたりの保険料軽減は年間1,100円、現役世代では5,600円、月額92円～417円程度（労使折半による被保険者負担はその半額）と限定的であるため、負担軽減にはほど遠い内容です。一時的に健保組合の財政負担は軽減されますが、26年度から段階的にスタートする子ども子育て支援金制度で新たな拠出が求められるため、その時は保険料が引き上げられます。よって、トータル的には保険料の引き上げが起これ、実際に保険料が下がるわけではありません。このことは福岡厚生労働大臣も認めているところです。

今回の改悪は、制度を利用している患者の治療費支出や家計の支払い余力など何ら調査することなく、強引に進められました。国民のために医療費・保険料の負担軽減を行うのであれば、国庫負担の増額こそが必要です。医療費の伸びの要因は、抗がん剤に代表されるように諸外国と比較して高すぎる薬価にあります。そのほか、財源は大企業や高額所得者への優遇税制の是正や9兆円に迫る軍事費を見直すことです。

我々は国民の命と健康を守る医師・歯科医師として、高額療養費制度の「見直し」の撤回を求めます。当協会の要望にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上